

「第二次多摩市再犯防止推進計画（素案）」に関する パブリックコメント実施要領

1 件名

第二次多摩市再犯防止推進計画（素案）に関するパブリックコメント（市民意見）募集

2 目的

本パブリックコメントは、「第二次多摩市再犯防止推進計画」を制定するにあたり、以下の2点を目的として実施します。

- (1) 広くその内容を公表し、市民の意見を募ることにより、多摩市自治基本条例で定める市民参画の機会を保障すること
- (2) 市民から提出された意見等を考慮し、第二次多摩市再犯防止推進計画（原案）を決定すること

3 事業内容

平成28年12月に再犯防止推進法が施行されたことを受け、これまで「日野・多摩・稲城地区保護司会」として、3市が連携して再犯防止に取り組んできた経緯から、令和2年度に策定した「再犯防止推進計画 日野・多摩・稲城3市共通理念」を基に、令和3年度に「多摩市再犯防止推進計画」策定しました。

今年度は、本計画の改定年度であり、今年度中に第二次多摩市再犯防止推進計画の策定を予定しています。令和7年3月に策定した「第二次再犯防止推進計画 日野・多摩・稲城3市共通理念」をベースに、関係所管課への進捗状況調査と事業照会、地域福祉計画推進市民委員会での意見照会の結果を踏まえ、「第二次多摩市再犯防止推進計画（素案）」としてまとめました。

今回のパブリックコメントを踏まえて、本計画の原案を決定します。

4 閲覧資料

- ・第二次多摩市再犯防止推進計画（素案）
- ・第二次多摩市再犯防止推進計画（概要版）
- ・（参考資料）第二次再犯防止推進計画 日野・多摩・稲城3市共通理念

5 閲覧場所

- (1) 市役所1階ロビー
- (2) 市役所2階福祉総務課
- (3) 市役所第二庁舎1階行政資料室
- (4) 中央図書館
- (5) 多摩センター駅出張所
- (6) 永山公民館
- (7) 関戸公民館
- (8) 二幸産業・NSP 健幸福祉プラザ（多摩市総合福祉センター）
- (9) 多摩市公式ホームページ

6 対象者

市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営む者又は活動する団体等（多摩市自治基本条例第3条第2号に規定する「市民」）

7 意見募集期間

令和7年12月1日（月曜日）から令和7年12月25日（木曜日）まで

※中央図書館、多摩センター駅出張所、永山公民館、関戸公民館）は12月19日（金曜日）までです。

19日以降は、多摩市公式ホームページ、市役所1階ロビー、2階福祉総務課、第二庁舎1階行政資料室、二幸産業・NSP健幸福祉プラザのみの設置となります。

8 意見の提出方法・提出先

タイトル「第二次多摩市再犯防止推進計画（素案）への意見」、住所、氏名及び意見を記入し、12月25日（木）必着で以下のいずれかの方法により提出いただきます。

- (1) 多摩市公式ホームページのインターネット手続き
 - (2) 郵送
 - (3) ファクシミリ
 - (4) 市役所2階福祉総務課の窓口への直接持参
 - (5) 「5 閲覧場所」に設置の意見投函箱への投函
- ※ 窓口への持参は、代理人によるものも含む
※ インターネット手続きの場合、送信後4日以内に受領メールが届かないときは要連絡

9 意見の取扱い、公表方法

公平性を確保するため個別の対応はせず、意見募集期間の終了後、全ての意見について整理した上で、市の考え方を付したものとし、令和8年1月下旬までに行政資料室及び多摩市公式ホームページ等で公表します。

※いただいたご意見は、氏名、住所を除き公表する場合があります。

10 その他必要な事項

- (1) 意見募集期間中、本件に関する「市政への提言」などは、パブリックコメントとして取り扱い、原則として個別回答はしません。
- (2) 記入漏れ、電話・口頭での意見は、パブリックコメントとして取り扱いません。